

## 国民健康保険の

### 「限度額適用・標準負担額減額認定証」と「限度額適用認定証」が新しくなります！ NEW

現在ご使用の『限度額適用・標準負担額減額認定証』及び『限度額適用認定証』の有効期限が平成26年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できません。

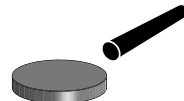
8月以降も認定証が必要な方は、次の交付対象に該当することを確認のうえ、市民生活課医療保険係へ申請してください。その際、期限の切れた認定証は回収しますので、あわせてお持ちください。

#### ■交付対象

区分	対象
70歳以上	国保加入者全員が市民税非課税である方。
70歳未満	国保加入者全員が対象となります。

#### ■申請・更新に必要なもの

- ①被保険者証 ②印鑑



## 戸籍年金からのお知らせ

戸籍年金係 ☎32-1823

### 国民年金保険料の

#### 納め忘れはありませんか？

国民年金保険料は日本年金機構から送付される納付案内書等により、毎月の保険料を翌月の末日までに納めていただくことになっております。

保険料の納め忘れがあると、将来の老齢基礎年金や障害・遺族など事故が発生した場合の年金が受けられないことがあります。

そこで、**便利で安心な口座振替**のご利用をお勧めします。口座振替にしておくことで、毎月、納めに行く時間と手間がかからず便利で安心です。また、口座振替のなかには**割引のあるお得な振替方法**もあり、**6カ月前納、1年前納、2年前納**もあります。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参の上、ご希望の金融機関または年金事務所へ申し出てください。

2年前納、1年前納、1年前納の上期分は終了しておりますが、下期6カ月分「10月分から翌年3月分」は8月末までに、申込みできます。

#### ■問合せ

砂川年金事務所

☎0125-52-2144

## 赤平市市税等収納向上対策本部

事務局 ☎32-2219  
税務課納税係

### 8月は「強化月間」です！公平な納税にご協力をお願いします！

公平な納税の実現を目指し、赤平市では日頃から滞納者に対して催告や財産調査、滞納処分に取り組んでいます。そして8月は「強化月間」と呼ばれそれらの取り組みをより一層強化し、未納の解消に努めていく期間となっております。

市税の納め忘れなどありませんか？  
今一度ご確認の上、納税をよろしくお願い致します。

### 国民健康保険税のお支払いについて相談はありませんか？

納期限を過ぎると「督促状」を送ります。それでも納めていただけない場合は滞納処分(財産の差押え等)を行うこととなります。また、被保険者証も有効期限が短く頻りに更新手続きが必要な「短期被保険者証」を交付します。さらに、短期被保険者証交付者で故意に滞納している等と判断した場合、被保険者証を返してもらい代わりに「資格証明書」を交付します。

資格証明書の場合は、医療機関で受診の際は、一旦全額自己負担となり、その後、国保窓口で払戻しをしますが、払戻しの一部または全額を差押える場合があります。災害など特別な事情または、納期限までに納めることができない場合には、早めにご相談ください。

■国保賦課徴収係 ☎32-2214

### 夜間収納窓口を開設します！

次の日程で開設しますので、お仕事など日中お忙しい方で、市役所窓口、金融機関等でのお支払いが困難な場合は、担当係にお気軽にご相談ください。

日時：8月29日(金)17時～20時

- 納税係(市税)
- 国保賦課徴収係(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料)
- 介護福祉係(介護保険料・老人福祉費負担金)
- 子ども未来・医療給付係(保育料)
- 上下水道課管理係(水道料・下水道使用料・下水道事業受益者負担金)

#### ▶今月の納税▶

- 市道民税 第2期
- 国民健康保険税 第2期
- 後期高齢者医療保険料 第2期
- 介護保険料 第3期

納期限 9月1日(月)まで